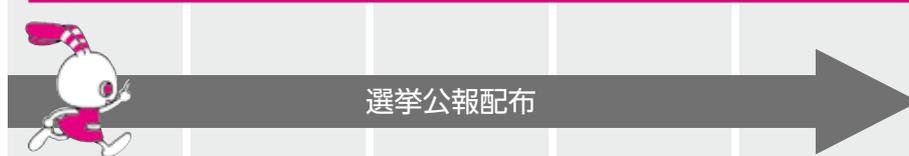


11月24日(日)は四日市市長選挙の投票日です!

# 四日市市長選挙カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
11/10	11	12	13	14	15	16
						
17 市長選挙 告示日	18	19	20	21	22	23 勤労感謝の日
						
	◎期日前投票所 18日～23日まで ※期日前投票所により、開設期間および時間が異なります。詳細は8ページを参照					
						

24  
市長選挙  
投票日

各投票所 午前7時～午後8時



投票用紙に候補者名を自署して投票します  
入場券がなくても、資格があれば投票できます  
詳しくは2ページおよび4ページをご覧ください

発行：四日市市選挙管理委員会事務局  
☎354-8269 FAX359-0286  
発行日：令和6年11月5日



四日市市長選挙キャッチフレーズ

## これからの四日市を決めるのは私たちです

四日市選挙啓発学生会「ツナガリ」作

ホームページ・LINEなどでも選挙に関する情報をご覧いただけます

四日市市選挙管理委員会のホームページに詳しい内容を掲載していますので、ご活用ください。  
また、X(旧ツイッター)、フェイスブック、四日市市LINE公式アカウントでも情報発信しています。

問い合わせ先：選挙管理委員会事務局  
☎354-8269 FAX359-0286  
HP <https://yokkaichi-city-senkyo.com/>



四日市市LINE公式アカウント  
「@yokkaichicity」  
右のコードから友だち登録できます



# 11月24日(日)は四日市市長選挙の投票日です！ 投票時間は午前7時から午後8時まで



## 投票ができる人などについて

四日市市長選挙にて投票ができる人は、四日市市の選挙人名簿登録者です。登録要件としては、日本国籍を有し、平成18年11月25日以前に生まれた人で、令和6年8月16日以前に転入の届出をし、引き続き市内に住所がある人です。

引越しをされた人は、住民票の届け出の日により、投票場所が異なります。下記の表をご覧ください。

異動の別	届出の日	投票場所
四日市市外から転入	令和6年8月16日以前	転入後の住所地の投票所
	令和6年8月17日以後	投票できません
四日市市外へ転出	期日前投票をする前、もしくは投票日までに届け出	投票できません
四日市市内で異動	令和6年10月28日以前	新しい住所地の投票所
	令和6年10月29日以降	前の住所地の投票所（注）

（注）前の住所地の選挙人名簿に登録されていることが必要です。

## 代理投票と点字投票について

### ●代理投票

身体の障害などで、自分で投票用紙に記載することができない人は、投票所の係員が代筆する代理投票ができます。代理投票を希望する人は、投票所係員にお申し出ください。

※付き添いの人が代筆することはできません

### ●点字投票

視覚に障害のある人は、点字で投票することができます。点字投票の投票用紙を用意しますので、投票所係員にお申し出ください。

### ●投票所配置物品などについて

各投票所には、次のものを用意しています。希望する人は、投票所係員にお申し出ください。

- ・車いす、点字器、老眼鏡、ルーペ、文鎮、候補者氏名など一覧、投票用紙記入補助具（見えにくい、見えにくい人が安心して投票用紙の記名枠に候補者名などを書ける補助具）
- ・座って記載したり、車いすのまま記載できる記載台

### ●投票所にお越しになるのが困難な人は？

利用できるサービス	対象者	備考
同行援護など	視覚障害1・2級の身体障害者手帳所持者など	通常の障害福祉サービスなどと同様、利用料金が発生する場合があります。詳しくは、障害福祉課（☎354-8527）へお問い合わせください。
訪問介護（外出介助）	介護保険の訪問介護（外出介助）を利用している人	ケアプランに位置づける必要があるため、担当のケアマネジャーにご相談ください。通常の介護サービス同様、利用料金が発生します。



## 投票所へ行く前に、入場券の確認を！

投票所入場券は、11月13日ごろから世帯ごとに郵送します。届きましたら、世帯全員分の入場券が入っているかを必ずお確かめください。

### 入場券表面

入場券の表面にはご自身の投票所が記載されています。投票日当日は、入場券に記載の投票所以外では投票できませんのでご注意ください。

お名前をお確かめの上、自分の入場券をお持ちください

四日市市長選挙 投票日 令和6年11月24日(日) 投票所入場券  
時間：午前7時から午後8時まで

〒999-9999 四日市市〇〇町〇番地〇  
〇〇 〇〇 様  
.....  
バーコード

投票区	〇〇〇〇	名簿番号	999-99
備考			

投票所の地図 ルート検索用コード

〇〇町〇番地 〇〇集会所

投票所

この入場券は、必ずご本人が投票所へご持参ください。

投票所へのルート検索ができるコードを掲載していますので、ご活用ください

あなたが投票することができる投票所の名称・所在地・付近の略図です。他の投票所では投票できませんので、必ずご確認ください

### 入場券裏面（期日前投票宣誓書）

※投票日当日、投票所に行く場合は、入場券裏面の記入は必要ありません

#### ～期日前投票制度及び宣誓書について～

入場券の裏面は期日前投票の宣誓書です。投票日当日に、下記のいずれかの理由で投票所に行くことができない人は、宣誓書を提出することで、期日前投票ができます。

なお、宣誓書は、期日前投票所に備え付けてあり、その場で記入することもできますが、あらかじめ記入して期日前投票所へお持ちいただくと、手続きが早く済みます。

- 投票日当日に仕事・学業などに従事する人
  - 投票日当日に冠婚葬祭の予定のある人
  - 妊娠などの理由で投票日当日に投票できない人
  - 投票日当日に出張・旅行の予定のある人
  - 天災または悪天候で投票所に行くことが困難と予想される人(感染症への感染が懸念される場合を含む) など
- ※2ページの「投票ができる人などについて」を参照

期日前投票する日付をご記入ください

氏名・生年月日  
正確に記入してください

期日前投票宣誓書・請求書

私は、令和6年11月24日執行の四日市市長選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みですので、記載内容が真実に相違ないことを誓い、併せて投票用紙等の交付を請求します。

- ・ 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- ・ 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- ・ 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- ・ 交通困難の島等に居住・滞在
- ・ 住所移転のため、本市町村以外に居住
- ・ 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

令和6年11月 日

氏名	生年月日	明・大・昭・平	年	月	日
現住所		※表面の住所と同じ場合は記入の必要はありません。			



## 入場券がなくても、資格があれば投票できます

投票日までに入場券が届かなかつたり、紛失してしまった場合でも、投票所で選挙人名簿に登録されていることが確認できれば投票することができます。その際、マイナンバーカードや運転免許証、保険証など本人であることを証明できるものがあれば、手続きが早く済みます。これらを持って、当日、所定の投票所へお出掛けください。

### 投票所一覧

投票区	投票所	投票区	投票所	投票区	投票所
四郷第一	四郷小学校	中央第三	旧納屋小学校(なやプラザ)	富田第三	富田中学校
四郷第二	四郷保育園	中央第四	浜田小学校	富洲原第一	富田一色公会堂
笹川東	笹川小学校	中央第五	中央小学校	富洲原第二	天カ須賀公会堂
笹川西	西笹川中学校	常磐第一	常磐小学校	富洲原第三	松原公会堂
高花平	高花平中央集会所	常磐第二	常磐西小学校	大矢知第一	大矢知興譲小学校
日永第一	日永小学校	常磐第三	ときわ保育園	大矢知第二	大矢知保育園
日永第二	南中学校	常磐第四	西伊倉町集会所	八郷	八郷小学校
日永第三	大瀬古町公会所	桜	桜小学校	八郷西	八郷西小学校
塩浜第一	塩浜地区市民センター	桜台	桜台小学校	下野	下野こども園
塩浜第二	塩浜こども園	桜花台	桜花台コミュニティセンター	あさけが丘	あさけが丘中央集会所
磯津	磯津集会所	川島第一	川島地区市民センター	保々	保々こども園
河原田	河原田小学校	川島第二	三滝台公会所	県	県小学校
内部第一	内部地区市民センター	西橋北	橋北小学校	神前第一	神前こども園
内部第二	内部中学校	東橋北	橋北中学校	神前第二	尾平町集落センター
小古曾	中堀町公会所	海蔵第一	海蔵小学校	三重第一	三重地区市民センター
小山田	小山田小学校	海蔵第二	海蔵保育園	三重第二	坂部が丘集会所
水沢	水沢小学校	羽津第一	羽津小学校	三重第三	三重西小学校
楠第一	楠地区市民センター	羽津第二	羽津北小学校	大谷台	大谷台小学校
楠第二	楠福祉会館	羽津第三	羽津中学校	小杉	小杉町公会所
中央第一	中部中学校	富田第一	富田小学校		
中央第二	中部西小学校	富田第二	東富田会館		

★投票時間は、午前7時から午後8時までです

★各投票所は、施設の立地条件などから駐車場設備が十分ではないところがあります。マナーを守って、路上駐車などは控えましょう。ご理解とご協力をお願いします

### 開票所

#### 1. 開票の場所及び日時

開票は、四日市ドームで、11月24日(日)の午後9時30分から行います。

#### 2. 開票速報

開票速報は、午後10時40分ごろから開票所に随時掲示して行く予定です。また市選挙管理委員会ホームページにも開票速報を掲載していく予定です。

#### 3. 開票の参観

四日市市の選挙人名簿に登録されている人であれば、誰でも参観することができます。

## 投票所まで無料で送迎します(投票所への移動支援事業)

今回の四日市市長選挙では、市内に居住する高齢の人や障害のある人のうち、投票所まで自ら移動することが困難な人を対象に、**投票日当日に限り**自宅等から投票所までの往復区間をタクシーで無料送迎するサービスを実施します。具体的な利用対象者等については、下記のとおりです。利用にあたっては、事前に登録申請をしていただく必要がありますので忘れずに手続きを行ってください。

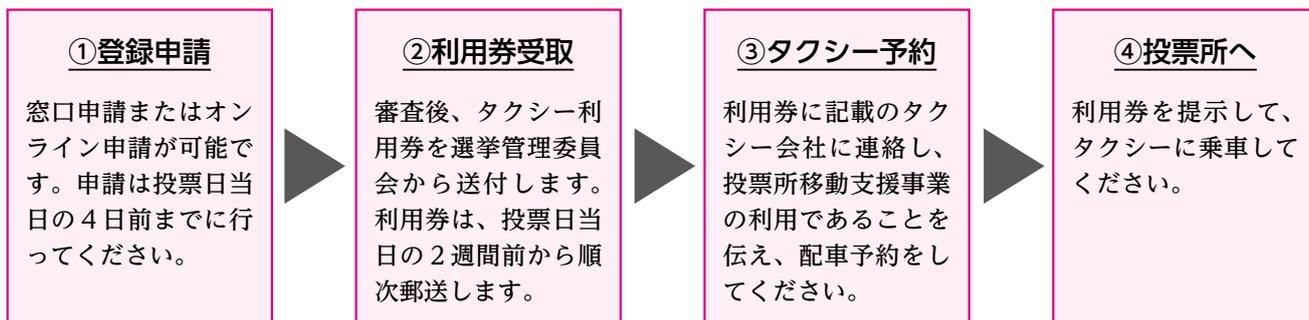
### 利用対象者について

四日市市の選挙人名簿に登録されている人で、次の(1)～(3)の要件にすべて該当する人

- (1) 投票日当日、投票所までの移動が困難な市内居住者で、移動のための交通手段又は補助の移動手段(家族等の送迎)がない
- (2) 次の①・②のいずれかに該当する
  - ① 要介護3以上の認定を受けている
  - ② 次のアからウのいずれかの障害に該当する
    - ア 身体障害者手帳の交付を受けていて、次のいずれかの障害の部位及び等級に該当する
      - (ア) 下肢・体幹機能障害1～3級
      - (イ) 視覚障害1・2級
      - (ウ) 内部障害1級
    - イ 療育手帳A1・A2の交付を受けている
    - ウ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている
- (3) 次の①・②のいずれかに該当する
  - ① 自らタクシーへの乗車が可能
  - ② 自らタクシーへの乗車が困難な場合は、自宅等及び投票所で、タクシーへの乗車を介助する人を同伴できる

### 利用の流れ

利用にあたっては、以下の流れで手続きを行ってください。



### ホームページでも詳しい内容をご覧ください！

四日市市選挙管理委員会のホームページでは、投票所移動支援事業の内容をより詳しく案内しています。申請書についてもホームページからダウンロードすることが可能です。

 <https://yokkaichi-city-senkyo.com/>



投票所移動支援事業  
案内ページ



オンライン申請用  
QRコード



# 投票日当日に投票に行けない人でも投票ができます

## 不在者投票制度

下記のような場合は、滞在先の選挙管理委員会や不在者投票のできる施設として指定された病院・老人ホームなどで投票ができます。

### ●仕事や学業などで四日市市以外の市区町村に長期滞在している人

選挙の期間中、四日市市以外の市区町村に長期滞在している人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。四日市市選挙管理委員会へ投票用紙など必要な書類をご請求ください。

なお、投票用紙などの請求について、郵送による請求に加え「四日市市電子申請サービス」を利用して、パソコンやスマートフォンから請求ができます。請求には、マイナンバーカードと署名用電子証明書暗証番号が必要です。詳しくは四日市市選挙管理委員会のホームページをご覧ください。

審査完了後、投票用紙などは郵送で行うため、一定の日数を要します。余裕をもって請求してください。

### ●指定病院などに入院している人

三重県選挙管理委員会が指定した病院・老人ホームなどであれば、その施設内で投票ができます。病院長などにお申し出ください。

指定病院などに当たるかどうかは、当該施設または四日市市選挙管理委員会へお問い合わせください。

### ●身体に重い障害のある人

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証をお持ちの人（例：加齢や疾病により車いすを使用している、内臓疾患により機能障害がある等）で、次の条件に該当する場合は、郵便などを利用して自宅で投票することができます。郵便等による不在者投票をするためには、事前に郵便等投票証明書の交付を四日市市選挙管理委員会へ申請していただく必要がありますので、お早めに手続きをお願いします。

身体障害者手帳	障害名	障害の程度			戦傷病者手帳	障害名	障害の程度				介護保険の被保険者証	要介護状態区分
		1級	2級	3級			特別項症	第1項症	第2項症	第3項症		
	両下肢、体幹移動機能の障害	○	○	△		両下肢 体幹の障害	○	○	○	△		要介護5
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	-	○		心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○		
	免疫、肝臓の障害	○	○	○								

### ★郵便等による不在者投票における代理記載制度

郵便等による不在者投票をすることができる人のうち、下記に該当する場合は、あらかじめ四日市市選挙管理委員会に届け出た人（選挙権を有する人に限る）に投票の代理記載をしてもらうことができます。

代理記載には事前に手続きが必要です。四日市市選挙管理委員会へお問い合わせください。

障害の種類	手帳	身体障害者手帳（記載等級）	戦傷病者手帳（記載等級）
上肢・視覚		1級	特別項症～第2項症

## チャットでお答えします！！

選挙に関する問い合わせに対し、24時間自動で回答するAI（人工知能）チャットボットを設置します（11月30日まで）。右記コードまたは選管ホームページからチャットボットにアクセスできますので、パソコン、スマートフォン、タブレットなどからお気軽にご利用ください。



# 期日前投票所と当日投票所の投票者数について

下記に前回の選挙（令和5年執行の四日市市議会議員選挙）における各種の投票者数のグラフを掲載します。各グラフを参考にし、当日投票所および期日前投票所の混雑緩和にご協力ください。

## 1 当日投票所の時間別投票者数

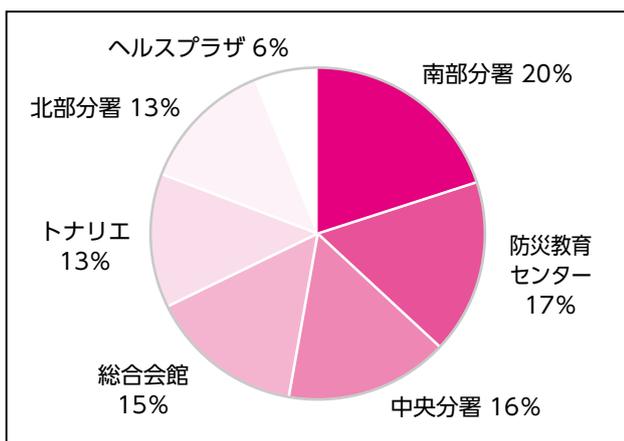
9時から14時が最も混雑します。  
9時以前もしくは18時以降は比較的空いています。



## 2 期日前投票所の投票者数

### (1) 施設別日平均投票者数割合

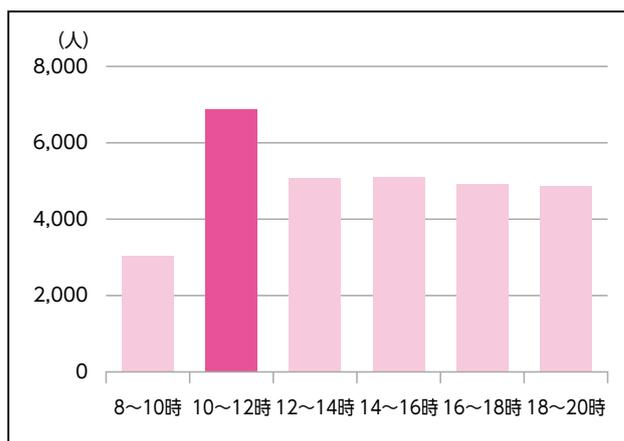
南部分署、防災センターおよび中央分署は比較的多くの人が利用しています。



※投票日前3日間の各施設における投票者をもとに比較しております

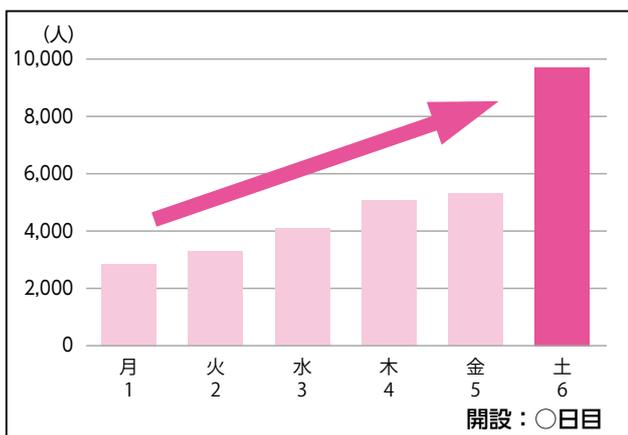
### (2) 時間帯別投票者数

午前10時までは比較的空いており、10時から12時が最も混雑します。



### (3) 日別投票者数

期日前投票所は、投票日が近づくほど利用する人が増える傾向にあります。また、休日は大変混雑することが予想されます。



## ★混雑状況を確認できます

期日前投票所、一部の投票所ではリアルタイムで混雑状況を確認することができますので、必要に応じてご活用ください。四日市市選挙管理委員会のホームページもしくは下記のコードからアクセスすることができます。



当日投票所



期日前投票所

HP <https://yokkaichi-city-senkyo.com/>



# 投票日当日に都合が悪い人は、期日前投票を！

入場券をお持ちでなくても、資格があれば期日前投票できます

※資格については2ページ「投票ができる人などについて」をご覧ください

## 期日前投票所一覧

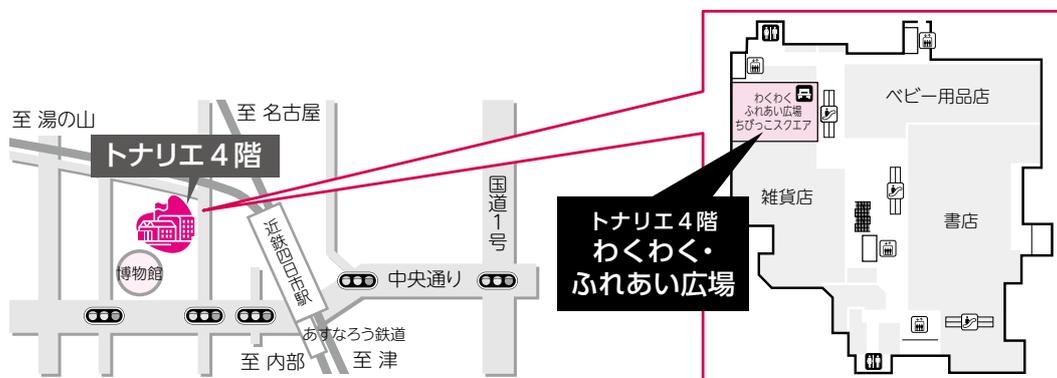
<p><b>総合会館</b>（市役所西隣）諏訪町2-2</p>	<p><b>北消防署北部分署</b> （県道64号線沿い）中村町2281-2</p>	<p><b>三重北勢健康増進センター</b> （ヘルスプラザ）塩浜町1-11</p>
<p><b>防災教育センター</b>（北消防署内） 富田二丁目4-15</p>	<p><b>中消防署中央分署</b> （国道477号バイパス沿い）曾井町391-2</p>	<p><b>南消防署南部分署</b> （県道44号線沿い）大字泊村4184-3</p>

**投票期間** 11月18日(月)～23日(土・祝) **投票時間** 8:30～20:00

※総合会館に車でお越しの人は、「市営中央駐車場」または「くすの木パーキング」をご利用ください。

※無料手続きのため、駐車券を必ずお持ちの上、投票所へお越しください。その他の施設では、敷地内の駐車場をご利用ください（無料）

**トナリエ四日市** 安島1-3-31 ※投票期間及び投票時間が異なりますので、ご注意ください



**投票期間** 11月21日(木)～23日(土・祝) **投票時間** 10:00～20:00

※車でお越しの人は、「トナリエ四日市駐車場」をご利用ください。60分の無料処理をしますので、投票所係員にお申し出ください